

第1回 境港市議会（定例会）会議録（第4号）

議事日程

平成15年3月12日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 議案第8号～議案第39号

第4 陳情第1号 医療費負担増を凍結し、見直しを求める陳情

陳情第2号 国民健康保険制度を国の責任で充実・発展させることを求める陳情

陳情第3号 支援費制度の改善のため国への意見書採択を求める陳情

陳情第4号 義務教育費の国庫負担金の削減をしないよう求める陳情

陳情第5号 消費税の免税点制度などを維持し、外形標準課税を導入しないことを求める陳情

陳情第6号 イラク攻撃及び有事関連法案に反対する陳情

陳情第7号 遺伝子組み換え稲を学校給食に使用しないこと等に関して国への意見書提出を求める陳情

陳情第8号 米国のイラク攻撃に反対し、平和的解決を求める国への意見書提出を求める陳情

陳情第9号 政府に平和の意見書の提出を求める陳情

陳情第10号 教育基本法の見直しに反対する陳情

陳情第11号 地方自治の確立と自主的合併方針の堅持を求める意見書提出の陳情

陳情第12号 アメリカのイラク攻撃に反対し、イラク問題の平和的解決を求める意見書提出の陳情

陳情第13号 民主的な公務員制度改革を求める陳情

陳情第14号 清潔で公正・公平な国民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める陳情

陳情第15号 平成15年度建設業者指名格付けに関する規約改正の白紙撤回を求める陳情

第5 議員提出議案第1号 イラク問題の平和的解決を求める決議

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（17名）

1番 下西淳史君

2番 石長靖哉君

3番 永田辰巳君
6番 松下克君
9番 荒井秀行君
11番 水沢健一君
13番 南條可代子君
15番 黒目友則君
17番 米村一三君
19番 森岡俊夫君

5番 定岡敏行君
8番 長谷正信君
10番 渡辺明彦君
12番 竹内祐治君
14番 植田武人君
16番 岩間悦子君
18番 岡空研二君

欠席議員
なし

説明のため出席した者の職氏名

市長 黒見哲夫君
収入役 北山茂君
総務部長 中村勝治君
産業環境部長 松本健治君
総務部次長 安倍和海君
産業環境部次長 足立一男君
教育委員会
事務局次長 門永幸雄君
財政課長 足立明彦君
秘書課長 洋谷英之君
通商課長 山本修君
環境防災課長 渡辺恵吾君
教育総務課主査 渡辺憲二君

助 役 竹本智海君
教育長 池淵一郎君
市民生活部長 早川健一君
建設部長 狩野宏君
市民生活部次長 景山憲君
建設部次長 松本一夫君
総務課長 門脇俊史君
地域振興課長 下坂鉄雄君
市民課長 寺澤敬人君
F A Z推進室長 宮本衡己君
教育総務課長 宮辺博君

事務局出席職員職氏名

局長 武良幹夫君
調査庶務係長 阿部英治君

議事係長 戸塚扶美子君
調査庶務係主幹 片寄幸江君

開 議 (1 0 時 0 0 分)

議長(下西淳史君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（下西淳史君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、長谷正信議員、岩間悦子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（下西淳史君） 日程第2、一般質問に入ります。

昨日に引き続き各個質問を行います。

植田武人議員。

14番（植田武人君） 今期定例市議会の開催に当たり、当面する課題について質問をしてみたいです。具体的な真摯な御答弁を願うものであります。

私で10名目の質問者でございますので、いろいろと重複するところもあると思いますが、なるべく重複を避けて質問してみたいですが、その点よろしく願いいたします。

我が国を取り巻く環境は、極めて厳しいものがあります。景気も一向に回復いたさず、失業率も過去最高であり、またデフレは我が国の経済に深刻な影響を及ぼしております。国民にとっては、終わりの見えない経済の長期低迷は、生活に大きな不安を生じさせています。このことは地方にも多大な影響を及ぼし、本市の経済状況も芳しくなく、市税、交付税が大きく落ち込み、財政も危機的状況にあります。

市長は、このような背景のもとに、本市15年度予算編成に当たって、当然のことながら、国の財政計画を指針とし、本市の財政の実態に応じた予算要求の中で、歳出規模の抑制と行政の効率化による質的改善を図り、財源不足の大幅な圧縮を行い、財政の健全化を強力に推し進め、また限られた予算を市民生活に身近な分野に重点配分するよう配慮して編成したとあります。

そこで順次お尋ねします。市長は、かねてより財政的な問題の御答弁では、財政の健全化に努力する、あるいは財政健全化に努めると、健全化、健全化とお述べになっておられますが、今までの健全化とこの15年度予算の健全化とはどう異なるのかどうか、財政の健全化とはどういうことを指し示すのか。単に収支均衡を示すのか、財政の健全化についてのお考えをお示しください。また、現在の健全財政率は何%かもあわせてお願い申し上げます。

財政危機をいつまでに克服する見通しでしょうか。将来都市像の魅力あるふるさと、心豊かで活力ある境港が本当に構築でき得るのか、何年経てもあくまでも理想像に終わってしまうのかどうか。また、空港、港湾、漁港等をパイの小さくなった本市でこれからどう生かしていかれるのか。常々市長は、これらを生かして活力ある境港にとお述べになっておられます。貨物量が増加したとはいいいながら、なかなか経済発展に結びついてはおりません。一朝一夕にはならないと思いますが、大きな財産であります。この財産をより活用する取り組みをお伺いいたします。

また、市税及び地方交付税の減収が見込まれるまことに厳しい状況で、市債や基金の取り崩しに依存しない体質への転換にどう取り組んでいかれるのか、そしてそれは果たして

可能になるのかどうか。また、職員給与カットによる人件費の抑制や、既存事業の大胆な見直し等により経費の節減等大改革を行って、市民生活は心の豊かさを含めてよりよきものになっていくのかどうか。ばねは縮んだ後は、その反動で大きく伸びてまいります、市民は縮んだままの状態に置かれてしまう不安を感じるものであります。3年間もの給与カットしなければならない財政状況を市民に示すべきであります。3年過ぎればもとの状態に戻れるのかどうかであります。市長は、協働という市民の協力を望んでおられるようですが、協働については後ほどお尋ねしますが、それならいっそのこと、ありのまま全部本市の財政状況を、すべて今後も含めて市民に情報を提供すべきであります。

職員の給与の大幅カット等でマイナス財源を補われるようではありますが、これを機に給与制度及び職員体制の見直しをなされてはいかがでしょうか。給与は職階制にするとか、契約採用するとか、人事の面では今、松井選手のニュースが連日にぎわせておりますが、FA制度を設けるとか、一人一人の職員を大切に、市民への責任ある仕事ができるためにも改革があると思います。今はその一人一人の職員能力が生かし切れていないように思われます。潜在能力を引き出し、磨きをかけ、それをさらに発揮してもらうことが行政改革の神髄であると思われま。職員の潜在能力を引き出せない管理職は、その役職に値しないのであります。必置規制も緩和されています。市長の御所見をお伺いいたします。

協働についてであります、これは昨日からの質問にもありました。このことはどういうことを指すのか、お尋ねするものであります。パートナーシップのことなのか、あるいは境港版NPOを指し示すのか、相互補完的な組織づくりをなさるのか、協働とは単に事業の実施に当たり、市民と協働するというだけでなく、政策形成のすべての過程で協働することが大切と考えます。行政側がボランティアに対して行政の論理、行動を当てはめようとするれば、ボランティアに人手不足を間に合わせようとするにすぎないのであります。このような考えでは、ボランティアを行政が一方向的に利用することになってしまいます。これではパートナーシップとはならないのであります。

そこで、情報の提供が必要となってまいります。単に情報を情報公開制度のような請求を受けただけ情報を開示するという受動的な情報公開だけではなく、積極的な情報公開の提供による市民との情報の共有化をなさねば協働は生まれにくいことと思うのであります。条例制定をなさるのか、所信をお伺いいたします。

また、外部団体等の合理化、特に文化福祉団体の解散も含め、組織体制を抜本的に見直すとのことですが、現場をよく御理解なさってのことでしょうか。直営になさるのか、あるいは今、国会での自治法改正に伴い、民間の事業者に肩がわりなさるのか、いずれにしても運動も文化も芸術も重要であります。経費の面と利用者からの面を十分御考慮なされ、混乱が生じないように願うものであります。運営も見直すように望むものであります。

また、負担及び協力を市民にお願いするのであれば、その見返りといえは語弊があるかもしれませんが、それなりのサービスも必要と思われま。例えば、休日の業務サービス

であります。休日サービスは、費用面から見れば削減にはなりません、市民生活においては必要であると思われます。業務の休日サービスをどのように実施しようとしておられるのか、できるものから順次していくべきだと思います。あるいは、全くそのようなことをお考えでないという冷たいお返事なのかどうか、お示してください。

次に、支援費制度についてであります。これも何度か今議会でも質問されておりますが、本年4月から障害者福祉制度が大きく変わり、従来の措置制度による福祉から、障害のある方がみずから福祉サービスを選択する支援制度へと転換することは、御承知のとおりであります。私が言うまでもなく、今までは障害のある方が市の窓口にて申請すると、利用できるサービスが役所によって決定されていましたが、これからは障害の種別や程度によって、障害のある方が施設やサービスを選んで事業者と契約を結び、本人の自己決定が尊重される制度であります。また、一定の条件を満たせば県から指定業者の認定を受けることができ、新たな福祉事業者が参入しやすくなることから、事業者間の競争が促進され、サービスの質の向上が期待されます。このことは、障害のある方には大変喜ばしいことでもあります。

そこで、気になる点をお伺いいたします。サービスの時間的配分はサービス低下につながるのではないかと、ホームヘルプサービスでの上限が設けられるのではないかと、基盤整備はなされているのか等々であります。障害のある方の自立支援することが一番大切な要素であります。この制度もそれがねらいと聞いております。本市においても、障害のある方、また御家族の方々にとって、できるだけ利用しやすく、公平にサービスが受けられるように行政も努力すべきであります。この制度のことについて3月5日号の市報に掲載されていますが、情報の提供はこれだけにとどまらず、出前情報も行うべきであり、一對一の対話こそが、障害のある方及び御家族の方々に安心を与えるものと思うものであります。

施設から在宅、地域へという流れの期待も、この制度が持つものと言われております。サービスは低く負担は高くないように、障害のある方のよりよい制度としていただきたいと思っております。重ねて市長の取り組みをお伺いいたします。

観光振興についてであります。国も観光振興を日本の活性化の柱にと取り組まれるようであります。

観光の語源は、中国の古典「易経」に記されている「観国之光」に由来するそうであり、国の文化や自然環境などよく観察することとなる、単なる余暇活動の一環としてではなく、観光の果たす役割は極めて大きいものであります。

そこまでいかなくとも、新たに水木しげる記念館が開館しました。いわゆる最後の箱物として多額の費用をつぎ込んで開館したこの水木しげる記念館をどう生かすかが、本市の観光集客の課題であります。水木しげるロードが完成してより、周辺の人たち及び地域は観光集客に知恵を出しておられ、その結果、年間60万人ともいわれる人が訪れるのであります。私も近いものですからよく通りますが、土日等は多くの人でにぎわっております。

多くのこのような施設は、開館一、二年は集客も多いのですが、だんだんと少なくなる

傾向があります。ここは努力をしていただき、周辺の方々を中心に知恵を出し合って成功させてもらいたいと思います。それには、本市だけでなく、島根県東部と一体となって観光客誘致に取り組み、訪れる人だけでなく、積極的に訪れていただくように取り組みをすべきであります。観光の波及効果は経済に及ぼす影響を考えれば、積極的に取り組み、経済に波及効果が出るようにこの館を生かすことであります。

また、土曜日、日曜日等は、歩行者天国として便宜を図るようにすることも、集客、にぎわいの一つの方法ではないでしょうか。いずれにしても、市長もお述べになっておられるように、「さかなと鬼太郎」をどう生かしていくかが今後の課題であります。官民一体の取り組みが大いに必要であります。市長の御所見をお伺いいたします。

水産振興についてであります。特に、隠岐所属の漁船についてであります。境漁港における平成14年の水揚げ量は、最終的には10万トンを超え、わずかではありますが前年を上回り、全国第10位、水揚げ金額も前年の2.7%、約5億円増となった。このことは、本市に住む我々には喜ばしいことであります。先日も大漁旗が誇らしげになびいていました。漁があれば本市は活気づきます。本年もこの調子で大漁が続くことを期待するものであります。

そこで、その水揚げ量に大きく貢献しているのが隠岐の漁船であります。隠岐といえば、隠岐高校が今春開催される選抜大会に出場することで喜びもひとしおで、隠岐と有縁の本市も大いに喜び、応援したいものであります。古くからのつながりのある隠岐と境港であります。隠岐の漁船が境港に水揚げするということがうれしいことであり、しかも境漁港に水揚げされる大半は隠岐所属の船であると聞き及んでいますが、間違いはないでしょうか。一つの漁船が境漁港に水揚げするということが、端的に言えば一種の企業の誘致のようなもので、そこで鳥取県、島根県との違いがあっても、本市にとって極めて有益なことでありますので、何らかの支援策はないものかと考える次第であります。境漁港の発展のためにも、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、直接民主主義と間接民主主義についてであります。分権化が進み、地方のことは地方で決める、その責任は地方が持つ、このことは多くの住民参加も期待できるものであります。高度成長期の今までと異なり、低成長時代に入り、住民の目も厳しいものがあります。住民の方が政策決定に加わるメカニズムはある程度充実しております。行政も地域住民のニーズを的確に把握した上、独自の事業の展開をなさねばなりません。

今後の問題は、どの事業をやるにも地域住民の合意をいかに得るかであります。住民主体のまちづくりといった住民参加、住民投票などの直接民主主義の手法に関心が集まってきています。近くは、どこかの町長の学校の取り壊しのことなどもそのよい例ではないでしょうか。地域の個性というような問題は、行政が単独で決めていく時代ではなくなっています。分権後の今後、間接民主主義制度の中で、直接民主主義の手法や住民参加をどのように位置づけられているのか、所信をお伺いいたします。

厳しい財政状況が続く中、自立に向け、自分たちのまちづくりは自分たちでという気概

を持って、行政運営に臨むと市長みずから御決意をしておられます。吉田松陰の言葉に、死して不朽の見込みあらばいつでも死ぬべし、生きて大業の見込みあらばいつでも生くべしとあります。勇気と行動と決断力で本市民の生活、安全のために大いにリーダーシップを発揮されますよう祈りつつ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 植田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、財政問題であります。これまで申し上げた健全化と平成15年度予算の健全化とは異なるものかということと、財政の健全化とはどういうことを指して言うのかという御質問でありましたが、市政を運営していくということの最も大事な根幹になるのは、財政の健全化であります。これまでも財政の健全化について努力してきたと申し上げてまいりましたが、平成8年に行政改革大綱を定めまして、これは昨年春に見直しをいたしましたけれども、これまで福祉、教育、特にソフトの面で市民要望が非常にたくさん出てまいっております。私は特に少子高齢化の対応というのを市政の大きな柱に掲げて進めてまいりましたが、そのふえ続けていく財政需要には、行政改革大綱で生み出した財源をもって充てるという方針で取り組んでまいりました。

しかしながら、これからは国の施策として地方交付税が大幅にカットされるという見通しが明らかになっております。そうした中で、片方では合併か存続かということで大きく揺れ動いたわけでございますが、存続を決めた以上、これから心を新たに財政運営に取り組まなければならない、そういった思いでございます。

平成15年度予算というのは、その第一歩を踏み出す大変大事な時期の予算であると思っております。そうした中で、市政の運営に支障がないように、どうした予算を組めばこれができるかといいますと、やはり財政の、あるいは行政の大改革を進めることがその前提になることは間違いありません。

財政の健全化を示す指標といたしまして、一般的に経常収支比率あるいは起債の制限比率等が言われておりますが、ちなみに平成13年度の決算について申し上げますと、経常収支比率は92.2%、90%を超えると大変厳しいというが、弾力的な財政運営ができなくなるおそれがあるということが言われておりますが、それは今この行政改革大綱あるいは15年度の予算をこのまま実行いたしますと、この率を算出する場合の分母、つまり一般財源が変わらないとすれば、経常収支比率が91%になるだろう、90%を切るという目標でこれから取り組んでいきたいと考えております。

そして、起債制限比率では、境港が特に悪いということではなくて、平成13年度の決算では12.7%になっておりますけれども、15年度の予算を実行いたしますとこれが11.9%、若干減るであろうと考えております。お隣の米子市は13年度で13.1%でございますから、米子市よりは起債制限比率は若干低くなっておるという状況であります。

次に、財政危機をいつまでに克服する見通しかというお尋ねでありましたが、これはこれまでもお答えいたしましたように、長期展望というのはなかなか見通しが困難、そして難しいことであるという考えを持っております。

長期見通しというのは、今の状況でいえばなかなか立てにくい大変難しい問題であります。15年度の予算をベースにしてこの制度が変わらないとしたらどうなるかという見通しを推計をするしか方法がないわけですが、今私どもが取り組もうとしている行政改革、これを一生懸命やっても平成23年には、あるいはそれより年度が早まることはもちろん考えられますが、財政の収支を守っていくことが非常に困難であるという見通しを持っております。財政推計が果たしてそのとおりにいけば問題はないでしょうけども、そういう不透明の中でのこれからの財政運営というのは、行政改革をしっかりとやり、そして健全な財政運営を目指して努力していく。この努力の積み重ねが今最も大事なことでなかろうかと思っております。

次に、境港は空港、港湾、漁港、他のまちには見られない大きな特色を持っております。この特色を生かしたまちづくりというのは、100年来続いておるわけでございます。この先人の努力というのを私たちも受け継いで、境港市の発展を図っていかねばならない、その思いは市議会の皆様方も同じであろうと思います。特に、環日本海時代といわれるこの時代において、境港はそういった特色を生かしていく、このことが大変重要であります。

新年度予算におきましても、そういったことには十分配慮いたしまして予算化をいたしておるところでございますが、今、国では制度改革がいろんな形で行われております。その中でも特に境港はこれまでそういった港湾等の基盤整備が行われましたのも、新産業都市建設促進法という法律に基づきまして、港湾の事業の場合には地元負担はなくてもできたわけでありまして、この法律が平成12年度で廃止になりまして、激変緩和措置として17年度までは存続するという形になっておりますが、もう時間の問題であります。これからは、港湾を整備するにしても負担金が伴ってまいります。これをちなみに平成14年度、今年度の港湾予算から推計いたしますと、おおよそ4,500万円程度の負担が新たに生じることになります。しかし、江島架橋とか5万トン岸壁とか、国の直轄事業で行われる事業については、従来どおり地元には負担がありません。そういったことが今後予想されますので、そういったことも十分踏まえながら財政運営を図っていく必要があると思っております。

次に、市債や基金の取り崩しに依存しない体質への転換にどう取り組むかというお尋ねであります。要するにこれは収支均衡型の予算を編成することに尽きます。これまでは基金を取り崩しながら、しかも片方で行政改革も進めながらやりくりをした予算でありましたが、15年度からは思い切って収支均衡型に大きく転換をした予算でないかと思っております。今後はどうなるかというのは、なかなか見通しが難しいんですけども、今持っておる基金をできるだけ取り崩さない努力をして、できるだけ基金を蓄えておく期間を長くし

よう、これは将来のことを考えると、私が今の基金を取り崩して事業をどんどん進めていくということではできないこととあります。そういった意味で、収支均衡型の予算を目指してまいり、そのような考え方でございます。

次に、職員給与のカットをしなければならない財政状況を市民に示すべき、当然のこととあります。私は新しい年度に入りましたら、これまでお配りいたしております存続をすすめるための方策という資料をもとに、新しい資料をもって市民への説明責任を果たしてまいりたいと思います。15年度の予算の内容、そして行政改革の内容、これを各地区に出向いて、あるいは各地区でなくても御要望があれば出向いて説明をしていきたいと考えております。

時期につきましては、年度が変わりますと選挙がある、その後いろんなスケジュールが想定されておりますので、しかとしたことは申し上げられませんが、できるだけ早くこれを行いたいと考えております。

次に、給与カットを機会に、給与制度及び職員体制の見直しについて、職員の潜在能力を引き出すように、そういったことをやらなければいけないと思うがという御質問であります。現在、国においては、一昨年12月に定められた公務員制度改革大綱に基づき、能力、職責、業績が適切に反映される給与処遇や、能力本位による適材適所の任用、人材育成の実現を目指して、地方公務員法の改正作業など枠組みの整備が今進められております。質の高い行政サービスを効率的、安定的に提供するために、今後、本市で制度の見直し等を進めるに当たっては、この国の新たな制度の枠組みの中で、実情に即した運営を図ることが大切であると考えております。

次に、協働とはどういうことを指すのかというような御質問であります。公共という言葉の原点は、みんなに共通することをみんなが協力してみんなで行うことだと思っておりますけれども、人間社会はこの公共のことを公平かつ効率的に行うために、税という形のもとで行政という仕組みを生み出してまいりました。しかしながら、それで公共のことがすべて行い切れるものではなく、行政そのものが肥大化せず、よりよいまちや地域を築いていくためには、個人の意思に根差した幅広い市民運動などが非常に重要な要素であり、これらを大切にすることが市民の協働だと思っております。このためには、植田議員のおっしゃるとおり、市民に対する情報提供、市民との情報の共有が一番大切であると認識をいたしております。自治会、若年層、女性団体などあらゆる市民層と恒常的に対話ができるような仕組みを構築していかなければならないと考えております。

条例につきましても、広域的な活動を行っている個人や団体の意思を反映したものでなければ意味がないと思っておりますので、当面、関係する方々の意思疎通に努めたいと考えております。

次に、外郭団体の問題をお取り上げになりましたが、ともすれば肥大しがちな組織、人員体制の見直しを行い、経費の抑制を行っていかねばならないのは、行政内部だけではなく、外郭団体等につきましても常に見直しをしていく必要があると考えております。

今後は地方自治法の改正を視野に入れながら、この地方自治法の改正というのは、これまで公共的な公共施設というか、公的な施設は公的な団体でなければ管理ができないという一つの制約がありました。今、地方自治法の改正で考えておるのは、適当な民間受け皿があれば、民間でもそういったことが管理できるというような法律改正が今、検討されておりますが、こういったことも視野に入れながら、市の直営、民間委託等の経費比較を行い、文化福祉財団に限らず各種施設等の運営の見直しを進めてまいりたいと思います。この前提になるのは、やはり利用者の利便性の低下を招かないということが前提になると考えております。

次に、市民に負担及び協力をお願いするならば、それなりのサービスが必要でないか。例えば、休日業務サービスについて実施の考えを伺うという御質問でありました。単独市政を選択した現在、市民の皆さんに御負担及び御協力をお願いしていかねばなりません。植田議員のお考えは一つの考え方として理解させていただきますが、窓口業務などの時間延長、その他業務の休日業務サービスについては、サービス業務の内容の選択などまだまだ問題点が多いと認識しております。したがって、当面は休日業務サービスなどについては実施する考えは持っておりませんが、今後市民の御要望などを的確に把握して対応してまいりたいと考えております。

次に、障害者の支援費制度でございますが、この御心配はこれまでの御質問でもございました。それにお答えいたしましたように、国が定めた障害程度区分認定基準に基づき、個々のニーズに合った支給量の認定と、必要なサービスが低下することがないように努めていきたいと考えております。また今後、サービス提供事業者の新規参入の働きかけ、あるいは植田議員御指摘のように通り一遍の広報あるいは説明を行うというのではなく、個々のケースに応じた説明を通して、障害者とその御家族の方々に不安が生じないように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光振興の問題であります。島根県東部と一体となって観光客誘致に取り組むというような御質問でありました。島根県東部との連携につきましては、これまでも中海圏域4市連絡協議会、山陰中央リゾート協議会、さらには宍道湖・中海周辺の観光協会のネットワークを通じた取り組みなどにより、積極的に連携を図ってまいりました。江島架橋の完成も間近になり、こうした連携はこれまで以上に重要になっていくだろうと考えております。

その布石といたしまして、昨年から本市と美保関町、そして八束町の実務者レベルで観光振興の連携強化を図るための検討会を持っております。その成果の一つとして、ことしの夏の観光キャンペーンの中で、松江、八束、境港、美保関というバス運行のルート設定も実現に向かっていくところであります。今後も行政、観光関係者同士の一層の連携に努めてまいりたいと考えております。

次に、水木しげるロードのことで、例えばあの道路を歩行者天国を設定したらどうかという、大変有意義な御提言をいただきました。こうした御提言のほかにも、この2月に開

催した水木しげるロード関係者、商店街の皆様との連絡会でも多くの貴重な御意見をいただくなど、本市の観光振興に関して水木しげる記念館の開館とともに、多くの方々からのさまざまな積極的な提言を賜っております。そういった御提言というのはこれから大事にしながら、本市の観光振興に努めていきたいと思っております。

次に、水産振興の問題であります。植田議員は境漁港に水揚げされる大半は隠岐所属の船であると聞いておるが、間違いはないかということでもあります。昨年1年間の隠岐島所属のまき網漁船が境漁港に水揚げされた量を調べさせましたところ、境漁港総水揚げ量の約7割を占めておる、大変大きく貢献をいただいております。これについて支援策はないかということですが、そのお気持ちはよくわかりますけども、近年、漁場の移動により鳥取県のまき網漁船が他県漁港に水揚げをされておられる状況というのが大変多くなっております。そういった他県漁港の状況を調べましたが、どこともそういった支援策はないということでもあります。

私も隠岐島との古くからのきずなを今後も大事にしたいと考えておりました。余談になりますけれども、このたび隠岐高校が初の甲子園出場をされるということに対しましては、早速祝電とともにお祝い金もお届けするなど、境港が隠岐島をふだんからいろんな形で注目しておるということは、隠岐の皆さんにもお伝えできたのではないかと考えております。

最後に、民主主義についてであります。直接民主主義の手法や住民参加をどのように位置づけているのかという御質問でございますが、現在、私どもが行っておる間接民主主義、さらに言えば議会制民主主義は、多くの意見を効率的に集約するという点ではすぐれた制度であると考えております。しかしながら、住民への政策や情報の提供による十分な意思の疎通を前提としたものでありまして、行政、議会の双方においてこの面での努力が最も大切であると考えております。

おっしゃるように、地方の自立を図る上で、行政への市民参画がより以上得られることや、市民みずから民主主義による幅広い市民運動、市民活動が盛んになることが大切でありまして、今後のまちづくりの基盤となっていくと思っておりますが、これには市民への情報の提供、市民との情報の共有がなくしては実現することは不可能であると考えております。今後ともそういった情報の提供につきましては、一層努力をいたしてまいりたいと存じます。

また、住民投票でございますが、住民投票というのは直接民主主義的な手法でございますが、時として議会で議論を尽くし、結論を出すだけでは住民が納得できないような重要かつ成否の意見が拮抗した事柄が生じた場合は、このような方法を採用するということは、行政を進めていく上で選択肢の一つであろう、大事なことであろうという認識をいたしております。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

植田武人議員。

14番（植田武人君） るるお答えいただきまして、ありがとうございました。要するに、

今後は行財政改革が一番大事だと、こういうことでこれからは取り組んでいくということだと思ふんです。私が危惧するのは、いわゆる手術は成功したけど患者は死んでしまったと、こういうことにならないようにひとつ御配慮をいただきたい。そしてまた市民に対する情報提供も大事なんですけど、職員と一体となって、やはり職員の方が市長がどこを向いているのかわからないようなそういう体制では、いかに市長が笛吹けど踊らずということもありますので、その点もしっかりと認識されまして、後ろを向いてみたらだれもいなかったというようにならないように、ひとつその点もお考えをよろしくをお願いします。

また、我々先哲に異体同心という言葉があります。「異体同心ならば万事を成じ、同体異心ならば諸事かのうべからず」と、こういうことがありますので、どうか一体となって市民に不安のないような、生活を保てるような行政改革をやっていただきたい。いま一度御決意をお願いいたします。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 一番大事なポイントを御指摘いただきました。十分この趣旨を踏まえまして市民が不安がないように、そしてもちろん職員は一体になっておるつもりでございますが、もしあさってを向いておるような職員があればお知らせをいただきたいと思えます。ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 追及はよろしいですか。

次に、南條可代子議員。

13番（南條可代子君） 3月定例市議会開催に当たり、質問をいたしてまいります。趣旨をしっかりと御理解いただき、市長におかれましては誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず初めに、地方分権についてお伺いいたします。地方分権化に課せられた地方自治体の責務は、これからの高齢社会に対応したよりきめ細かな地域福祉への展開や、さまざまな政策課題に取り組まなければならないとして、そのあり方は市民みずからの選択と負担が基本であり、何よりも市政を今以上に民主的に、効率的にする体制づくりが要求されていることは周知のとおりでございます。そのために、新たなる役割を担うことのできる体質強化を図った自治体構築が求められています。いわゆる新生境港市の構築であります。

これまで市長は、地方分権に対応できるまちづくりを進めるため、行財政基盤の充実を図る必要があるとして、人口20万人規模の特例市を目指すと表明しながらも、昨年12月議会において、過半数を超える一部の議員による境港市存続すべきとの議会決議の採択により、市長はそのことを重く受けとめ、市長としての意思としたいとの表明をされました。しかし、以後、市民に対していまだに確たる論拠は示されているとは思えませんし、説明責任が果たせているとも思えません。その結果が、合併協議会設置の住民発議として、約4,000人余の署名として提出されたのではないかと考えます。住民発議に対しどのような御見解をお持ちなのか、そしてこの結果により合併協議会の設置に向け準備が必要ではないのか、お伺いいたします。

また、市長の施政方針の中で、自分たちのまちづくりは自分たちでとの気概が述べられています。本市が生まれ変わるためには、市民とまちづくりについて議論をひざを突き合わせて行う中にこそ、市民意識の高揚、市政への参画への醸成が可能になると私は考えますし、その結果として、将来のあるべき境港市の姿が見えてきたのではないのでしょうか。民主主義は多少の時間は必要であり、早急に断を下したことは大きな危険性をもたらしかねません。市長の御見解を伺っておきます。

さて、世界の最高峰であるエベレストに初登はんしたのはイギリスの登山隊であり、初登頂からことして50周年を迎えました。初登頂に成功した要因に3つあると言われます。その1つに、早くからのさまざまな準備でありました。2つに、今までの先入観をすべて捨て、入念なみずからの調査によってルートを選んだこと。3つに、リーダーの、断じて登ってみせるといふ精神性にありました。このように、事の成就には綿密な計画と中心者の強い一念が大事であります。地方分権に向け、これより市長を中心としたチームワークと至高の奮闘で、新しい道筋で活路を見出していかなければなりません。

ある識者は、日本は物質面で豊かになるという古い競争には勝った。これからは人間の幸福という面から生活の質を高めていくという新しい競争をしてはどうかと。生活の質を高めていくという市民意識の醸成をしながら、市民を正しい幸福の道ヘリードしなければなりません。困難に振り回されるか打ちかつか、中途半端はありませんし、市長を中心とした管理監督者の指導性にかかっていると云っても過言ではないでしょう。

まず、行財政改革を市民の目線から見ますと、改革の先に何が待っているのか、目に見える形での具体的なビジョンの提示が必要であります。その具体像をしっかりと示していただきたいのであります。リーダーは常に人々の前に希望の灯を示す存在であることが求められます。中長期的ビジョンの設定と提示がまさに市長の責任であり、使命であると考えますが、市長の御所信をお伺いいたします。

痛みだけを我慢せよと言われても、市民は不安になるだけです。改革の先にどのような境港市があるのか、市民の視点から提示をしていただきたいのであります。これからの財政運営は、2006年からの起債許可制度廃止により、返済能力のない、信用力のない自治体は、資金調達が難しくなっています。既に府県レベルでは、アメリカなどが格付を始めますから、自治体の財政状況においても外部信用機関が調査に入り、ランクづけが始まるのではないかと思います。強制合併せざるを得なくなれば、将来禍根を残すこととなりますし、重大な汚点となります。

そのためにも私たち公明党で相生市に行政視察に行っていました。相生市では、将来をにらみ行政改革システム大綱を策定、実施。平成8年から2年間で第2段、平成11年から2年間で第3段として実施され、その後、今後のあり方検討を行い、新たな大綱と実施計画を策定し、本年4月から実施されることとなっています。今回の策定については、従前、庁内中心で作成した経緯から、性格的に甘くなるのではないかと反省に立ち、市民の意見をしっかりと取り入れた大綱計画が必要であるとの反省から、一部公募による行財

政システム改革推進委員会が設置され、20数回に及ぶ審議による計画案にパブリックコメント制度を導入して、既に常設の行政改革懇談会が推進状況を監視する体制が整っています。策定される案件は、各段階でしっかり練り込まれる組織体制ができ上がっているのです。あらゆる面の改革が市民を巻き込み、着実に推進されていました。

そこで改めて本市の行財政改革について順次伺いたします。

1つ、行政改革の目的は、魅力あるふるさと、心豊かで活力あるまちの推進であります。基本理念を市民に向け鮮明に掲げることが大切であります。基本理念について市民の目線から改めて伺いたします。

2つ、市民主体の行政改革推進体制でなければなりません。パブリックコメント制度の取り入れや、また広報手段として行政情報を市報にすべてをゆだねる方式を変革しなければなりません。とにかく一方的な言葉だけの協働になってはならないことを強く申し上げます。御所信をお伺いたします。

3つ、今後の高齢社会に対応した政策課題に住民の選択と負担を基本とし民主的な対応ができる体制が求められているためにも、これまでのあり方にとらわれることなく、市民にわかりやすい機構体でなければなりません。ネーミングも含め、工夫をすることが求められます。本市機構改革のあり方について市長の御所信をお伺いたします。

4つ、行政に対する住民の評価は、窓口や仕事の現場における対応に左右される面が大きいものです。住民との接点における職員の応接の改善に努めるとともに、窓口の一元化、ワンストップサービスの導入と住民の利便性の向上を図ることが大切ではないでしょうか、伺いたします。

5つ、15年度予算編成に当たり、事務事業の見直しをされたと思いますが、どのような手法で見直しをされたのでしょうか。今後、事務事業の見直し効果が高い手法を研究し、取り入れるべきではないでしょうか、伺いたします。

6つ、補助金等の整理合理化を進めるに当たり、補助目的の明確化、採択基準等さらなる明白化をしなければなりません。整理合理化に当たり、仮称整理合理化推進協議会の設置が必要ではないでしょうか、御所見をお伺いたします。

7つ、保育料を初め、使用料等の値上げにつきましては、県内他市と比べて低いから値上げを行うということは妥当性ある理由説明にはならないのではないのでしょうか。計画的に市民に十分な理解が得られるよう努めるべきであります。御所見をお伺いたします。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムについて伺いたします。

既に御承知のとおり、平成11年12月に内閣総理大臣決定として、ミレニアムプロジェクトが発表されました。その中の1つが電子政府、電子自治体の実現でありました。電子政府により国民負担軽減、行政事務の効率化、電子商取引促進及び教育情報化の実現を目指しています。地方公共団体の電子化のスケジュールとしては3段階のステップを計画しており、第1ステップとしては、庁内LANや今回の住民基本台帳ネットワークシステムの整備などの国、地方を通じる基盤整備の推進であり、第2ステップとしては、行政機

関や個人の認証制度の構築などインターネット上での本人確認の仕組みづくり、第3ステップとしては、電子申請システムや電子入札など地方公共団体の電子窓口サービスの推進となっています。これを平成15年度中に、教育分野では平成17年度までに完成し、平成17年度にはすべての国民が超高速インターネットを活用して情報の入手、処理、発信を安全、迅速、簡単に行えるよう整備しようとしています。したがって、この住基ネットシステムはそのための必要不可欠な基盤と思いますので、完璧な体制にしてからスタートしなければならないと考えます。

さて、一部の自治体では、このネットワークに参加しない市民の選択に任せよなどといった対応をるところもあり、本年度中にこの電子自治体への基盤づくりが実現するのが疑念があります。何事も新しい事業を展開していこうとすれば、まず事業の主体者が事業についての設計図を明確に示し、住民の理解を得た上で実施しなければ、余計な混乱を招くのではないかと考えます。住基ネットシステムは国の事業ではありますが、運用事務は自治体であることから、その取り組みいかんによっては自治体間における住民サービスに格差が生じることも予想されます。このシステムは、昨年8月から始まりましたが、住民の皆様が納得されたかどうかは少し疑問のように思いますが、まず初めに、十分な周知徹底はできているのか、お伺いいたします。

2点目に、住民票コードについてですが、通知書が確実に各家庭に届いたのでしょうか。この住民票コードは今後、本人を確認する大変重要なものであるにもかかわらず、送付された通知書への理解は薄く、そういえば届いたがあれは何だろうかと、なくした、あるいは捨てたなどといった声も聞いておりますが、通知書についての市民の反応はどのように把握されているのでしょうか。また、なくしたなどの場合の対応はどのようにされるのか、お伺いいたします。

3点目に、多くの方が心配している個人情報はどうに守られるのか、どのような対策がなされているか、お伺いいたします。このシステムは、専用回線で結ばれており、インターネット回線に接続しない限り、ほかからの侵入はあり得ないと思います。そうした中で、個人の情報が漏れていくとすれば、一つには取扱窓口の担当職員からと考えられますが、公務員は守秘義務が課せられており、今回このシステムの扱いに当たっては新たに要綱等がつけられ、個人情報の保護と規定していますが、ネットを取り扱う現場でのセキュリティはこれで十分なのでしょうか、お伺いいたします。

この個人情報について、私の視点から見ますと、このネット上での動く情報は住民の氏名、住所、生年月日、性別の4情報と、住民票コード、それらの変更情報を加えた6情報だけです。この住基ネットのみならず、既に多くの民間の機関にも流れています。またもう一つの視点から見ると、住基ネットの原本でもあります住民基本台帳は、個人情報がきちんと保護されているのだろうかということです。住民基本台帳にはネットの4情報のほか、世帯主、戸籍、住民となった日など記載されていますが、このうちの4情報、つまり住基ネットと同じ情報については住民票の閲覧という形でだれでも閲覧できます。現

に1世帯につき100円の手数料の支払いで閲覧し、書き写しているという実態が本市においてもあります。住民票も委任状さえあれば本籍地入りの内容で代理人が取得できます。これらの申請の際は、規定の書類に正確に記入されておれば申請者の身分を証明するものの提示さえも義務づけられておりません。このように、現在行われている住民票の扱いの方がよほど問題であり、今後改善する必要があるのではないのでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

4点目に、ことし8月から2次サービスとして開始されるものに、住民基本台帳カードの交付があります。このカードは、希望する住民には交付するとなっておりますが、カードを持つことにより、例えば転入転出それぞれの届け出が必要であったものが、転出の1回のみでよくなるなどの利点がありますが、それだけでは一般的な市民には余りメリットはありません。住民基本台帳カードはICカードであり、住基ネット情報以外の空き容量を利用して情報を入力し、住民の利便性を向上させることができるものですが、入力する情報、つまり住民が利用できるサービスは市町村独自が条例で定めたものに限定しています。このカードの運用につきましては賛否両論に分かれるところであり、実施に当たっては細心の注意を払うべきであり、議論が飛び交う中ではありますが、私はこのネットシステム、ICカードは、今後の電子政府、電子自治体構想における公的認証制度にも活用されることにもなり、この壁をクリアできれば前向きに検討すべきと考えます。

さて、まずはICカードを希望者に交付する際の注意点としては、本人であることの十分な確認の方法で実施すること、これは成り済まし、つまり他人に成り済まして他人の情報を盗み利用することを防止しなければなりません。このカードには写真の張りつけがあるものとないもののどちらかを選択できるようになっていますが、運転免許証のように写真貼付をする方が悪用防止になると考えます。写真つきか否かは住民自身が決められますが、その辺の説明をしっかりとした上での交付としていただきたいと思います。細かなことではありますが、十分に検討され、今後の展開に支障のないよう実施していただきたいと思います。ICカード発行について現在どのような検討をされているのか、お伺いいたします。

次に、このICカードを利用した市町村独自のサービスを提供できるとしてはありますが、運用の仕方によっては住民の利便性を大きく向上させることができるのではないかと思います。市独自のサービスを考えておられるのか、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、福祉問題についてお伺いいたします。

昭和63年、将来を有望視されていた息子が、交通事故により一命は取りとめたものの、脳挫傷で長期間の治療、リハビリを受けて一定の回復は得られたものの、失語、記憶障害等のこれまで想像もしなかった後遺障害、いわゆる高次脳機能障害となり、以後苦しみ続けながらも夫婦で介護をしているが、精神的にも肉体的にも限界を感じるという深刻な相談を受けました。近年における救命医療技術が進んできたために、かつては命を落としていたところ、こうしたケースが医療技術によって命が救われ、蘇生したのはいいが、かえ

ってそのために後遺症で社会復帰できないという事態になっているケースがあります。いわば新しい時代が生んだ病と言えるのがこの高次脳機能障害であります。

交通事故などの不慮の事故あるいはまた脳血管障害等の疾病によって脳を損傷した高次脳機能障害者は、自分では感情をコントロールできなくなったり、さらには物を識別することのできない識別障害を持ったり、非常に多様な後遺症を持っており、一人では生活ができないために家族の24時間の介護を必要とするケースが多く、外見は健常者とほとんど見分けがつかないため、障害に対する社会的認知度が低く、社会復帰が大変困難になっている場合がほとんどであります。障害者手帳を取得しようとしても、手足の機能は戻っている場合も多く、身体障害者とはみなされない。精神保健福祉法に基づく手帳作成を望んでも、行政や医療機関でも高次脳機能障害が精神障害者保健福祉手帳の交付対象となることを認識していない場合があるようです。

県は、昨年4月より国立療養所西鳥取病院で専門外来開設をいたしました。県西部でも家族の会が昨年発足され活動されていますが、脳外傷者に対する理解を深めるよう市においても周知徹底と、あわせ福祉制度の対応を図る必要があるのではないのでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、窓口相談機能の充実についてお伺いいたします。さきにも述べましたように、行政に対する市民評価は窓口や仕事の現場における対応に左右されることが多く、住民の接点であるカウンターの整備、相談室の拡充整備を行い、機能充実させることは、市民への最大のサービスであります。庁舎の構造上の問題等ありますが、可能となる方法を検討を重ねる姿勢なくして、市民に身近な行政とはなり得ないのではないのでしょうか。模索するべきであります。市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、循環型社会の構築についてお伺いいたします。

私たちは今、人類が自分たちの未来を選択しなければならないという、地球の歴史上重大な転換点に差しかかっている。これは南アフリカ、ヨハネスブルグで開催された環境開発サミットで採択された地球憲章の前文です。貧困の撲滅と持続可能な開発に向けて、21世紀の人類の行動計画となる世界実施計画や、各国首脳の決意を示す政治宣言などを採択するなど、地球環境を持続可能なものとするための実施でありました。これまでの宣言は法的拘束力のない宣言にすぎず、国際社会の共通認識と進路を示しただけに終わっていたために、目立った成果を上げることができなかつたとの反省に基づき、世界実施計画として具体的な運動の展開が求められたサミットでありました。この持続可能な開発は、環境と経済の両立であり、21世紀の人類の最大のテーマであります。このサミットに出席した小泉首相は、その国の自立を対等なパートナーとして支援する考えを示し、貿易、人材育成など具体案を提示した大きな評価を受けましたが、持続可能な開発を手に入れる最大のポイントは人だと力説しております。

さて、その目標の実施に向けての世界実施計画には、日本のNGOが提言した、持続可能な開発のための教育の10年が盛り込まれています。持続可能な開発を可能にする社会

の実現は、教育があってこそ成り立つとしています。国においてもその実効性を上げるため、環境教育推進への法制化が検討されています。その中には、持続可能な社会の構築を目指し、学校教育は地域社会、家庭における環境教育を進めるため、国や自治体、企業の責務や人材育成のあり方、また学習を進める場の整備などバックアップするための支援策が論議されることになっています。要は、私たちの生活が自然生態系によって根本から支えられ、その保全再生が人間や生物の生存にとって不可欠であることを実感することに尽きるのではないのでしょうか。中学生を対象にした環境学習ネットワークでは、ヒートアイランドについて、毎年観測や体験活動などを通して、子供たちが環境に対しての意識を向上させる試みがなされています。学校教育の場では何ができるのか、そして地域社会では何ができるのか、一人にできることは何かをまず知らなければなりません。それは、遠いようでも、やはり教育から始まると思います。それも机の上だけの勉強ではなく、実際に自然と触れる中で楽しく遊びながら、自然の大切さや地球に優しい生活をするための知識と知恵を勉強できる場の提供が必要なのではないかと思うものでありますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、今後の取り組みを宣揚していくために、環境都市宣言を設けてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、間伐材の利用についてお伺いいたします。日本一の水揚げ高を誇った境漁港も、昨年14年の水揚げ量は10万トンをわずかに前年を上回り、全国第10位となりましたが、今後漁獲が見込まれる確たるものではありません。昨年9月、萩市の国際大学で地球に優しい間伐材魚礁都道府県会議が開催されました。「林業と漁業の交流が生み出した間伐材魚礁」と題しての基調講演と「間伐材魚礁が育てる海、そして山」と題してのシンポがありました。山口県阿武町で木造船が沈船漁場になるのなら、間伐材で魚礁ができないかとの発想から、林業と漁業の青年らが水深70メートルに21基の井げた型の間伐魚礁を沈設しました。その後の追跡調査で、確実に豊かな漁場として漁獲高も確実にふえているということがわかり、現在600基の間伐材魚礁をつくり上げております。間伐材の商品価値は低く、切り出しコストなどからそのまま放置される場合が多いようです。本市は日南町に86ヘクタールの市有林があり、間伐材についても同じように扱っていますが、県は本年、平成15年度に間伐材魚礁の調査研究に取り組む予定のようです。本市も県とともに取り組むべきではないでしょうか。御所見をお伺いいたします。

ほかにも各地で利用のための工夫がされております。地元のヒノキの間伐材で、地元の業者によって学校の机といすをつくったり、教育的側面と地場産業の育成強化の観点から始められております。間伐材の利用方法としてこのような取り組みを境港市として取り組んではいかがでしょうか、市長の御所見をお伺いいたしまして、終わります。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 南條議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、地方分権の問題でございますが、その中で住民発議に対してどのような見解をお持ちか、合併協議会の設置に向けて準備する必要があるという御質問でございました。これにつきましては、これまで何回かお答えしたとおりでございますが、住民発議というのは合併特例法という法律に基づく市民の権利として認められておるものであります。その数がいかほどであろうとも、一部の市民であっても、やはりこれは法手続を進めていく必要がある、そういった取り組みをいたしてまいりたいと考えております。

次に、単独存続を早急に決断をしたことは大きな危険性をもたらしかねない。これは民主主義の原点に立っての御質問だろうと思っておりますが、これにつきましてもたびたび市議会で申し上げてまいりました。私が昨年12月に私の意思として決断したという経過は、繰り返して申し上げますが、昨年4月から合併説明会を2回にわたって開催し、2回目には境港市存続のための方策という資料を持って説明をしてまいりました。そして一方では、市議会の合併問題調査特別委員会でも、財政と住民サービスの小委員会を設置して検討を重ねてこられました。私は、市民に説明責任を果たすためにも、合併の是非は別として、合併協議会に参加させていただきたいという気持ちを議会にも申し上げてまいりました。その間、いろんな動きがありましたけれども、結果として市議会の境港市存続の決議がなされたわけでありまして。私は、市議会の意思というのは、これまでもその考え方は申し上げてまいりましたが、市議会の御意思というのはやはり尊重しなければならない。何よりも市議会の議決というのを重く受けとめてまいりました。そういった観点から、私もその時期に合わせて単独存続の意思を表明させていただいたところであります。

あとは、法律に基づく市民の皆さんの活動と申しますが、運動と申しますが、そういうものが今後どういうものになっていくかということは、私も注意深く見守っていきたいと思っております。

次に、行財政改革の先に何が待っているのか。中長期的なビジョンの設定と提示が大事なことであるという御質問でありましたが、これまでいろいろな資料でお示した将来ビジョンというのは、財政的に見れば決して明るい展望が開けるものではありません。そうしたことから、15年度予算では行政改革を進める大変厳しい内容になっておりまして、さらに将来を展望すれば、介護保険事業が今、国民の間で定着する、そのサービスの内容が予想以上に大きくなっておることによる一般会計からの持ち出し、これが相当こたえてくることになるだろうという見通しもあります。税収の落ち込みも予想以上に大きく落ち込んでおります。したがって、単独存続をするための方策としてお示した財政推計では、平成22年には財源不足を来すであろうということが、その後、試算によりますと2年ほど早まるだろう、財政赤字になる年度が2年ほど早まるだろうという今見通しを持っておるところであります。

そのような中で、これからの境港市の展望をということになりますと、財政の問題だけでなく、交流人口を盛んにするとか、いろんな点で活力を生み出すような施策を考えていかなければならないと思っております。南條議員は、行政改革というのは魅力あるふる

さと、心豊かで活力あるまち境港市の、これを展望しなければならないという御指摘であったと思いますが、まさにそのとおりであります。境港は、7次総合計画でも掲げておりますように、将来都市像を持っております。そして、まちづくりの基本は3つの項目に掲げて7次総を目指しておるわけでございます。この7次総を実現するためには、ここまで行財政改革に踏み切らなければいけないという状況に追い込まれておるという認識は、やはり持たなければなりません。そういった意味で、目標は、あるいは将来展望は掲げながら、片方では大変厳しい財政運営を迫られておる大変難しい時期ではありますが、そういった意味で市民と協働ということも申し上げておりますが、市民と行政と議会、これが一体となってこの問題に取り組まなければ、まちの存続さえ危ぶまれるという懸念は持っております。これからの努力いかんであると思っております。御理解を賜りたいと存じます。

本市の機構改革のあり方についての御質問であります。窓口の一元化、ワンストップサービス等御提言になられましたが、新年度からの機構改革は中期職員採用計画で考えておりますけども、3年間で職員をさらに21名削減することとしており、職員数の減員に対応すべく組織の統合を中心に機構改革を行うことといたしております。

また、新年度には人権施策を総合的に所管する部門を総務部の中に新たに新設するほか、係等の統廃合を進めてまいりたいと考えております。窓口の一元化につきましては、平成10年1月に大規模な機構改革を実施し、電算処理可能な証明事務及び医療給付事務の一元化を図ったところであります。今後とも先ほど申し上げましたような基本的な考え方で、時宜を失することなく市民のニーズの変化に対応した機構の整備を進めてまいりたいと存じます。

次に、平成15年度予算編成に当たり、どのような方法で事務事業を見直したかという御質問であります。そしてまたその効果が、見直し効果が高い手法を研究して取り入れるべきでないかという御提言であります。新年度予算編成におきましては、初めての試みとして、各部に一般財源を割り当て、その範囲内で予算要求するという枠配分方式をとりました。事務事業の見直しの第一歩は、何といたしましても当該事業に最も精通した各担当が行うことが必要であり、今回こういう方式をとって職員の意識改革にも取り組んでまいりました。その意識改革という点では、大変大きな効果をもたらしたと思っております。こうして予算編成作業の中で、各部で見直した事務事業を、さらに各部だけでなく、市全体として施策の優先順位等を判断して行ったものでございます。今後ともこうした予算編成をより効果的な手法で取り組む方法は研究してまいりたいと考えております。

次に、補助金等の整理合理化の問題でございますが、この補助金、負担金というのは、これまで決算審査が行われるたびに市議会からも特に大きなテーマとしてお取り上げになり、徹底した整理合理化を図るべきだという御意見をいただいております。補助金等の見直しにつきましては、14年度でございますが、予算編成作業が始まる前に、各課から1件1件補助金、負担金の調書を提出させ、それをヒアリングして庁内でゼロベースから見直しを行ってまいりました。具体的な内容は申し上げるには時間がかかりますから、

結果といたしまして、補助金等につきましては、現段階において大方の見直し作業は終わったと認識しております。これについては交付先、つまり相手がありますから、相手の方にも削減やむなしという事情をお話しし、御理解をいただくという作業まで進めてまいりました。一方的に行うものではありませんけれども、十分相手の理解をいただくという努力もいたしてまいりました。今後とも負担金、補助金については、新しいものが出てくると思いますが、行政効果等を十分精査して決定すべきであるという考えでございます。

次に、保育料の使用料の問題であります。県内他市と比べて低いから上げるんだという、そういった発想でなくて、私は特にこれまで少子化対策、高齢者対策というのは、市独自の取り組みとして、特にこの保育料の問題はできるだけ抑えるようにしてまいりました。今になってみれば、具体的に申し上げますと、米子市と比較するとかなり低いレベルで設定をさせていただいております。しかしながら、これからは国も交付税を大幅に減らすという方針の中で、市が独自にそういう施策を続けていくということは大変困難な状況になってきております。したがって、安定した市政の運営を図っていくためには、サービスの利用の対価として応分の負担を求めていく、いわゆる受益者負担の原則に立ち返ってこの問題を今後考えていかなければならない、そのように思います。

そして、15年度は、米子より低いからといって米子市並みに上げるわけでもありませんで、これはこれから保護者の皆様の御理解をいただきながら、段階的に引き上げの検討はしなければならないと思っておりますが、当面は幾らか引き上げをさせていただきまして、まあそれでも米子より低いから我慢しなさいというそんな言い方でなくて、原理原則に立ち返って保護者の皆さんによく御説明を申し上げ、御理解をいただく努力をいたしてまいりたいと存じます。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムの問題でございますが、住民の皆さんに十分な周知徹底ができたかというお尋ねでありますけれども、これまでさまざまな方法でPRを行ってまいりました。通知書発送後の問い合わせ等の内容を見ますと、大半が制度に対する理解が不十分であることによるものでありまして、市民からの問い合わせに対して理解が得られるようなシステムの説明をしてまいったところですが、最近は窓口や電話での問い合わせはなくなりました。またことしの8月25日の2次稼働に先立ち、国に対しても本年2月に全国市長会を通じて国民に対し積極的な周知対策をとられるよう要望いたしましたところであります。

次に、通知書が確実に各家庭に届いたかという御質問であります。1万4,055世帯へ郵送いたしましたところ、97世帯が転居先不明で戻ってまいりました。再度転居転出の確認を行いましたが、住民登録が変わってありませんでしたので、市民課で保管をいたしております。なお、市民の皆様から通知書が届かないという連絡は承っておりません。

次に、通知書について市民の反応は、またなくした場合の対応はどのようにするのかというお尋ねであります。通知書の取り扱いについてどのようにすればよいかという問い合わせは、高齢の方々が多いようでございます。その際には、大事に保管していただくよ

うお答えをいたしております。また、なくされた場合には、本人確認の上、再発行いたしますが、発行は郵送によることを原則としておりますので、急がれる方はコード入りの住民票をとっていただくことになります。

次に、個人情報はどうのように守られているかと、セキュリティーは十分なのかという御質問であります。境港市では、境港市住民基本台帳ネットワークシステム管理要綱及び同様にネットワーク緊急時対応計画を作成して、個人情報の保護に努めております。住民基本台帳法の罰則は、地方公務員に対する守秘義務の罰則よりも重い規定が定められており、一定の歯どめがかかりますが、職員に対し自覚を促す内部研修をさらに充実させたいと思っております。

住民票の取り扱いを今後どう改善するのかという、その必要があるでないかという御質問ですが、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付につきましては、住民基本台帳法の定めによりまして、何びとでも市町村長に対し住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付請求をすることができることとされ、いずれも請求事由その他法律で定める事項を明らかにしなければならないものの、請求が不当な目的によることが明らかなき以外は、これを拒めない規定になっております。今後の法整備の状況を注意深く見守りたいと存じます。閲覧については、市町村独自の規制として、今議会で手数料条例の一部改正案を提案させていただいております。

次に、住民基本台帳カードの発行の検討でございますが、具体的な手順、方法がまだ国から提示されておりませんので、提示され次第、その手順、方法に従って発行業務を行ってまいり所存であります。

次に、住基カードの独自利用についてであります。住基カードの独自利用につきましては、総務省自治行政局より具体例が15例提示されており、鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会においても協議中ではありますが、基本的には県内全市町村が同一のサービスを利用できるようにすべきであるとの見解であります。しかしながら、2月12日現在でございますけれども、鳥取県市町村振興課のまとめによれば、県内において独自利用を考えている市町村はまだないということであります。また、独自利用となれば、そのサービスが電子化されている必要があり、それに加えて住基カードが利用できるシステムを構築する必要があるため、独自利用には相当の時間と経費がかかることが予想されます。

次に、福祉の問題であります。高次脳機能障害者の問題ですが、南條議員が御指摘のように、高次脳機能障害は外見上わかりにくい、しかも社会的にも余り知られていないという現状でありまして、具体的な支援策が確立されていない状況であります。このため、平成15年度に鳥取県が支援策等について検討する高次脳機能障害検討会の設置、知識の普及啓発、実情把握のための調査、家族会への事業費補助をされるとお聞きしております。現在、個別の相談については米子保健所が対応しておりますが、本市においても保健師や看護師が訪問による健康指導を行っているところであります。米子保健所と連携

を図り、高次脳機能障害の正しい理解と知識の普及啓発に努めてまいりたいと存じます。なお、本市での高次脳機能障害者の対応状況でございますが、現在のところ14名対応をいたしております。そのうち訪問指導が6名、機能訓練が8名という状況であります。

次に、福祉の窓口あるいは相談機能の充実について御提言がありました。これまでも高齢者の方々に配慮したローカウンターの設置など行ってまいり、大変よい評判をいただいておりますが、これからも市役所に来られる方々の立場に立って改善を進めてまいりたいと存じます。

最後に、循環型社会の構築の問題で、初めに、環境教育には自然と触れる中で遊びながら勉強できる場の提供が必要でないかという御提言であります。環境型社会を構築していくために欠かすことのできないのが、人を育てることであり、そのために環境教育が大切であることにつきましては、全く私も同感であります。本市では、学校におきましては環境教育を教育計画の中で明確に位置づけ、クリーンクリーン活動、川の汚れや植生の調査、清掃センターやリサイクルセンターの見学などの体験型学習を中心に努めております。一方、公民館におきましても、成人を対象にした環境問題の講座だけにとどまらず、地域の大人が身近に残されている自然を子供たちに体験してもらう事業も実施されております。昨年策定した境港市環境基本計画の中にも、環境配慮指針というのを盛り込んでおりまして、市民や事業者が環境に配慮した生活や活動に心がけることを提唱しております。そういった事業を推進していく中で、次代を担う子供たちの環境意識を育てるとともに、大人みずからのライフスタイルが環境に優しいものになっていくよう願っております。

次に、環境都市宣言をしてはどうかという御提言であります。本市では、平成10年に環境基本条例を制定し、これに基づき環境の保全や創造に関する総合的な指針である境港市環境基本計画を昨年策定いたしました。この計画に定める施策を推進していくことが環境対策の基本でありますので、環境都市宣言までは考えておりません。

次に、間伐材の問題でございます。

初めに、間伐材を利用した魚礁設置については、全国で22道府県であり、鳥取県も平成15年度の新規事業として間伐材利用魚礁を製作、沈設させ、効果調査を泊村、岩美町で計画を立てております。間伐材を素材とする魚礁は、構造が簡単なため製作が容易で安価である。そして材木に魚類のえさとなる生物が早期に発生し、集魚効果、魚の増殖効果があると言われておりますが、その反面、耐用年数が短い、強度が弱い脱木、流木し、網がかりなど漁業操業の支障となるおそれがあると言われております。しかしながら、現在かなり改良されていると承っておりますし、平成16年以降の美保湾での事業実施については、境港市としても鳥取県に要望してまいりたいと考えております。

次に、この間伐材を学校の机、いすなどの利用ということについての御提言がありました。境港市の山では平成14年度から間伐を開始いたしました。間伐は木の根や幹を十分に発達させ、健全な森林を育成する上で不可欠な作業であることは御承知のとおりであ

ります。この間伐材について、できれば有効利用したいといろいろと検討をいたしてまいりましたが、本市の山では、間伐材を容易に持ち出せるのは林道沿いに限られておりまして、ちょっと中の方に入ったところからは、その持ち出し作業が大変困難であります。また、間伐材の需要が非常に少ないため、間伐材を木材市場に出荷しても販売が困難であることなどから、搬出を断念したところであります。

市内での間伐材の利用の実例といたしましては、平成14年度から鳥取県が中海干拓地での保安林改良事業として松の植栽を行っておりますが、その苗木を保護するための防風さくとして4,300本の県内産間伐材を使用しております。御参考までに申し上げますと、市民の山の間伐施行区域であります。1.7ヘクタールにわたり植林は4,100本今行っております。そのうち間伐できるものが820本というふう聞いております。そのうち間伐材持ち出しが可能な区域としては全体の17.5%程度、間伐材としては140本程度しか搬出できないだろうという報告を受けております。今後もそういった間伐材が有効に使われる、そのことの研究を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

13番（南條可代子君） 議長、何分ございますでしょうか。

議長（下西淳史君） 5分間。

13番（南條可代子君） ありがとうございます。数多くの質問に対しての懇切丁寧な御答弁ありがとうございます。二、三点にわたって重ねての質問をさせていただきます。

住民発議の問題でございますけれども、市長のおっしゃるように今までにおいて議会を尊重してきたと。それからこれよっての一つの流れとして決断をされたと、私は市長の心痛を本当に何とも言われない思いで先ほどの御答弁を聞いております。また、理解をさせていただきたいと思ひます。しかしとて、市長、体力が続かないのに幾ら努力をしても、それは先が見えることではなからうか、そういうふう思うわけでございます。米子市に向けての一つの手続をしたと言われましたが、どういふような意見をもつて一つの手続をしたのか、そこら辺の具体的なことをもっと詳しく聞かせていただけたらと思ひます。

それから、事務事業の見直しでございますけれども、庁内だけでは、私はしっかりこれはもう精査していかなければ、単独でいくにしてもですよ、これは庁内だけではやはりこれはだめではないかと。第三者機関もしっかり入れてのやはり精査をしていく必要があるのではなからうかと思ひます。重ねての質問をさせていただきます。

それから、補助金のことでございますけれども、これも各課にまたがってのいろいろなそういう補助等もあると思ひますが、それに向かっても、これでよしということは私はいけないのではなからうかと思ひますが、その件につきまして、今後これでよしとされるのかどうなのか、もう一度聞かせていただきたいと思ひます。

それから、窓口機能のことでございますが、立場に立って改善をしていきたいとおっしゃいました。支援費制度も始まりました。たくさんやはり福祉の方には皆さん来られるよ

うでございます。そういう手続ではありませんので、しっかりそこら辺の対応、いわゆるお互いのお話をしていくという面から見れば、やはりお時間もかかりますので、こういう面からのやはり福祉の方におけるカウンター整備、それから相談室整備というのは、もう本当に必要ではなからうかと思っております。もう一度お答えを聞かせていただきたいと思っております。

それからでございますが、住民票の閲覧でございますけれども、今回議案に出ております1世帯100円を1人100円にすると。ほかの3市は1人300円ということでございますが、境港市は何でそれが100円なのか。ほかの保育料、それから手数料等も上がるようですけれども、そこら辺の一貫性をどうとらえておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 中村総務部長。

総務部長（中村勝治君） 住民発議の件でお尋ねでございますが、市長にかわりましてお答えを申し上げます。

米子市への照会についてどのような気持ちでなされたかということでもありますけれども、この発議の意思につきましては、合併特例法の法の趣旨に基づきまして、淡々といいますか、粛々と事務的に事務を進めたということでございます。

それから、事務事業の見直しあるいは補助金、負担金の見直しについては、広くもっと市民の意見を聞きながらすべきでないかという御意見でございますが、これらのものにつきましても、行政改革推進委員会の方でいろいろ民間からお出になっておられる委員の皆様から、いろいろ意見や御提言をいただきながら進めておりますが、南條議員がおっしゃるようにさらに幅広くそういった市民の皆さんの意見をお聞きしながら進めていきたいと、こういうぐあいに考えております。

議長（下西淳史君） 窓口業務。

早川市民生活部長。

市民生活部長（早川健一君） 市長にかわりまして、窓口機能についてお答えいたします。

福祉課のカウンター整備、相談室の整備、確かにこの4月から支援費制度も始まります。今現在でも窓口のカウンターは大変狭いというふうに認識しております。そしてまた、相談室の方もこれまでの事務量の増加からいろいろな書類も入っております。今後、相談室も整理整とんに心がけるとともに、カウンターももう少し研究をしてみて、相談しやすい体制をつくってまいりたいと、そういうふうに考えております。

それともう1点、住民票が1人100円になったということでございますが、情報保護の観点から自主的な規制として、これまで1世帯100円で行っていたのを、1人100円という制度に改めたところでございます。以上でございます。

議長（下西淳史君） 他市との比較はどう考えているのか。

早川部長、南條議員は、他市は300円だけでも、そのことは。

市民生活部長（早川健一君） 他市が300円で本市が100円かと。他市のことは私ど

もの方も現在のところは検討しておりませんで、住民票1世帯当たりこれまで100円だったのを、1人当たり100円したということでございます。

休 憩

議長（下西淳史君） ここで休憩をいたします。再開は1時20分といたします。

（11時55分）

再 開 （13時20分）

議長（下西淳史君） 再開いたします。

午前中に引き続いて各個質問を行います。

長谷正信議員。

8番（長谷正信君） 私は3月定例会市議会に当たり、市政一般について黒見市長の所信をお伺いいたします。

最初に、市町村合併についてであります。

今日の世界情勢は、だれもが予測不可能な混沌とした状況であり、米国のイラク攻撃で世界の経済は、北朝鮮の核問題は、中国経済の膨張は、我が国の景気の回復は、教育や環境のことなどを考えるとき、このままでよいのかと不安になるのであります。株は19年ぶりの値下がり、米国の失業率も5.8%になり、日米とも石油の備蓄も少なくなっており、経済に与える影響は無視できないのであります。

国の予算は81兆円、借金は683兆円を超え、税収も10年前に比べ20兆円も減り、地方交付税は30兆円を割ろうとしております。高齢化のため年金支給額が法人税、所得税、消費税の合計額を超え、医療費は31兆円に達してしております。鳥取県の予算は約4,000億円で、債務は6,000億を超えております。境港市の予算は133億4,000万円で、市税は約1億7,000万円、地方交付税3億4,000万円の減収で、その補てんとは言いませんが、職員の給与カットや市民サービスの見直しによる歳出削減と歳入の確保で5億9,000万円を計上した、単独市政最も立派な予算と思っております。

しかし、来年も水産、建設業界の再編成による市税の減収と、地方交付税の枠内の配分により、合併しない市町村は交付税を減らされるのであります。来年は補助金のカット、市民サービスの見直し、投資的経費の削減などを強力に進めるほかありません。市民負担も健康保険料や介護保険料の値上げ、医療費の負担増、電気、水道、ガス、ガソリン、下水道、固定資産税、ごみ袋代、各種使用料金などの値上げがあり、一段と苦しくなるものと予測されます。そんな中、空港と港湾を持つ当市が、その整備する地元負担金を賄うだけの余力があるかどうか心配しております。

これらの問題は、合併したとしても直ちに解決するものではなく、少なくとも10年、15年の時間稼ぎと、財政規模拡大によるスケールメリットを生かし、首長を初め市民の

英知と努力で明るい未来を描けるかもしれないという淡い期待だけであります。しかし、国の景気がバブル時のようにならない限り、単独市政では必ず破綻することは間違いありません。そんな奇跡も絶対ないとは言えず、だれも責任を持って決断できないのであります。現時点ではすべての情報を市民に公表して責任を共有せざるを得ないと思うのであります。

私は、市町村合併をするに当たって、法定合併協議会の中で新市の名称は合併市町村の協議が住民の公募で決め、新庁舎は国道431号線沿いか米子空港周辺に建設し、予算は合併市町村の均衡ある発展のために公平に組み、特に少子高齢化に伴う政策、つまり教育、福祉、医療、環境、産業に、とりわけ環日本海拠点都市を目標に米子空港、境港の物流基盤の構築充実を柱に、環境の保全や食の安全を担保とする農林水産業に重点的に配分し、市民サービスは高い方に、負担は低い方に合わせることを原則とし、固定資産税等の市税、使用料、手数料などは10年間値上げをせず、住民票、印鑑証明など住民に必要な事務は公民館で行い、過大かつ不用施設は整理し、新たな施設の建設を抑制しつつも、公共下水道等の公共事業は適正な量を確保し、各地域に振り分ける。また、関係市町村はおのこの債務を合併前に解決し、建設計画に基づく合併特例債は合併前のままとし、ごみなどの処理は各地域に委託する。職員の採用は原則として10年間中止し、必要な場合は民間から派遣社員で対応する。特別職の報酬は2割、一般職の給与は1割削減を限度とし、特別職の交際費、公用車は最小限にとどめる。まちづくりの上から、高校、中学校の統合は進めるが、地域文化や歴史の伝承のための小学校及び公民館の統廃合はせず、小学校区に住民組織による住民会議を設置し、地域のまちづくりは地域住民で決められるようにすることなどを協議していただき、合併のプラス・マイナス、単独存続のプラス・マイナスを市民に詳細に公開し、最終判断を住民投票で決定すれば、住民の納得が得られると確信するものであります。少なくとも私は20年も先のことまで責任をとることはできないので、住民投票を選択するものであります。

それで合併になれば、スケールメリットを生かし、単独存続なれば企業誘致を一段と進めるなど、全知全霊で地域住民の幸せのために努力する決意であります。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、黒見市長の政治姿勢についてであります。黒見市長は、昨年の中浜公民館での賀詞交換会で、市町村合併の必要性を強調し、4選の市長選でも訴え、当選後も特例都市の実現に向け、森田米子市長へその産婆役を依頼したり、関係市町村長に働きかけ、議会は無論のこと、各公民館でもその意向を表明しておりました。応援した市民も、森田市長を初め関係市町村長も、黒見市長の言葉を信じ疑わなかったのであります。なぜならば、誠実でまじめでしんの強い性格から、万が一にも背信することがないと信じられていたからであります。そのことは森田米子市長の記者会見で矛先が当市議会に向けられたことを見ても推測されるのであります。

森田米子市長は、事前に説明があればあんな失礼なことは言わなかったと、あのときは

びっくりして気が動転していたのでまことに申しわけないと陳謝しているのであります。

昔の同僚は、黒見市長を、慎重で手続を踏む義理がたい人と表しているように、森田米子市長を初めだれもが信じておったのであります。河合岸本町長も、市議会の説得は責任を持つとの黒見市長の言葉を信じて最後まで特例都市の実現に努力したが、境港市の単独市政で溝口町との2町合併に踏み切ったのであります。市議会の決議を受け、直ちに単独市政を表明し、片山県知事に報告に行ったのは理解できないのであります。

従来黒見市長であれば、市内の連合自治会を初め、商工関係者などの御意見を聞いたりして、森田米子市長を初め関係市町村長へ市議会の事情などを説明した後で、臨時市議会を開催して表明したと思うのであります。別の同僚は、退職金のためにもともと黒見市長の腹は単独市政であったのが、対立候補が単独市政であったのでカムフラージュして市議会の決議を利用したのではと言う者もおります。人が変わったか、特定な者から圧力があつたかわかりませんが、そういうことを言う方もおります。

そうでなければ、森田米子市長を初め関係市町村を裏切ってまで表明しないと思うのであります。民主主義は、目的より手続を重視する政治制度であり、ブッシュ米国大統領もイラク攻撃に当たり、各国に特使を送り、国連で説得に必死で努力しております。特例都市の実現を米子市長へ依頼しながら、連絡もせず一方的に態度表明することは信頼を欠き、政治家として最もしてはならない徳目であります。だれも態度表明したことを責めているのではなく、それに至る経過なり手続を問題にしているのであります。黒見市長の信頼ばかりでなく、境港市民の品位も影響を受けたのであります。

市議会は市議会独自で単独市政を決議したのであり、利用されるのは甚だ迷惑であります。黒見市長は真剣な態度で市議会に相談や説明をされ、各議員との意見交換をされたか、さらに市民に対する説明も十分であつたか疑問であります。

市長も我々議員も市民の一票一票で選ばれており、権限の源泉は市民にあるのであり、市民にこれでもかというほどの真摯な努力の姿を見せ、信頼を得た政治、行政をする責務があります。その意志を放棄したときには辞職せざるを得ないのであります。

昔の同僚は、黒見市長は単独市政の道筋を確立し、身を引くと信じていると言っておるのであります。それが長い間築いてきた黒見市長自身の誇りと人間性であると思います。私は、だれがどう言おうと自分が言ったことや自分自身の信念に忠実に生きることを信条とし、市民の幸せを希求する議員であることを自覚しておりますので、それなりの行動をする覚悟は常に心得ております。境港市長の黒見哲夫氏は私以上に考えていると市民は信じているのであります。単独市政の表明に至る経緯とその後の進め方、10年後のまちづくり、財政事情、さらには当市の夢をお示し願いたいのであります。

また、竹内団地に進出する「みった」を地域経済の活性化につながると言っておりますが、何も手だてをしなければ、地域経済どころか当市経済界の崩壊になります。なぜなら、地元生産物が売れば地元にお金が残りますが、それ以外はお金が外へ流れるのであります。地元企業が閉店すれば、相対的に雇用数も減り、失業者がふえるのであります。もっ

と悪いことは、その日の売上金は地元銀行にとどまらず、本社に直送されるので、吸血鬼であります。進出に反対はしませんが、それはそれとして、いかにその周りに地元商店を張りつけ、地元生産物の販売を仕掛けるかであります。まちづくりを官民挙げてするかであり、それなくしては地域経済の破綻を促進するだけであります。黒見市長の取り組み姿勢をお伺いいたします。

公民館のあり方についてであります。公民館は、地域の伝統文化・まちづくりの拠点として地域住民のオアシスであり、心のよりどころであります。単独市政を決めた理由の一つに、伝統文化を守るためとありましたが、公民館を単なる人が集まる施設と位置づけたのでは、全く趣旨に反すると批判されても仕方がないのであります。その伝統文化を旧町村が守り育ててきたもので、新市の境港市が新たにつくったものではなく、現在は公民館を拠点とした地域住民が支えており、その中心が公民館主事であり、嘱託職員であります。公民館主事を廃止し、すべて週30時間の臨時職員にし、正職員並みの業務を担当させるといいます。公民館長は週10時間ですが、毎週の主事の同和出張や職員研修の穴を埋めるため、週40時間の超過勤務をしていると聞きます。それでなくとも職員は夜間も土曜・日曜日も無償の超勤出勤をしております。そうしなければ、関係諸団体から公民館行事に協力してもらえないからであります。そんな苦勞もわからず、週40時間の主事を25%も給与カットして、週30時間の臨時職員にすると全く言語道断であります。臨時職員に対し使命感を持って継続した仕事をしなさいと言えるのであろうか、甚だ疑問であります。今後は週30時間の臨時職員を3人にすると聞きますが、公民館側は主事に当たる臨時職員は継続的な仕事をするので40時間に、公民館長は週20時間にするか、市職員を1人配置して継続した仕事を担当してほしいともっております。

公民館の位置づけを地域住民と話し合ってから、職員問題も含めて考えるのが筋であり、職員の処遇から入るのは本末転倒であります。単独市政を推進するならば、公民館に正職員を派遣して市民サービスを強化すべきが筋であり、まちづくりを進める上でも重点施策であると考えるのであります。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、滞納者対策についてであります。先月末で滞納者は2,100人、滞納額が3億3,600万円であると同いました。市職員給与の15%にもなる額であります。この対策は税務課だけで解決できるものではなく、市長以下全職員が徴収員になって強力に当たるべき課題であります。例えば、全職員に滞納者を割り当てるとか、各課に予算の額だけ割り当てるとかであります。もちろん市議会も当然含まれるのであります。市税も国税と同様、当年度徴収に地方税制を改正するか、特区で地方税法の適用除外地区にすれば、滞納額も減少するのであります。いずれにしても、滞納額を減らすことが新税をつくるより先行して取り組む課題であります。右肩上がりの時代も終身雇用の時代も年功序列の時代も終わりつつある時代に、国税と地方税の徴収年度を区別する意味はなくなったのであります。これから滞納額を少なくすることこそ最重要課題であります。黒見市長の所信をお伺いします。

次に、障害者対策についてであります。障害者は自身から好んでなったわけではなく、親の不注意や車社会の犠牲者であります。健常者でもいつ障害者になるかわかりません。そのためにも、きめ細かな障害者福祉を整備しておく必要があります。吾亦紅をやめさせられた子供の母親から、市、県、まつぼっくりに相談したが、空きがないからと断られ家で世話をしており、自分自身が狂いそうです、何とかありませんかと電話があり、親のやるせない苦悩が心に突き刺さったのであります。まつぼっくりに通所できる子供は幸せですが、集団生活できない身障者を持った親もかわいそうであります。担当者には酷であります。こんな問題を解決するのも福祉であります。自分で車いすやタクシーに乗れる障害者はまだ幸福であります。しかし、寝たきりで天井と壁を見ている障害者の悲しみや家族の苦悩は想像に絶するものがあります。そんな障害者も一生に何回か、生まれてきてよかった、産んでくれてありがとうと親に感謝する気持ちになれる福祉もあっていいと思うのであります。そんなささやかな楽しみを与えられない福祉は、むしろ有害であると考えております。昔は座敷牢で亡くなっていたのに、今は人権擁護の立場から生かしておきながら、一部の親に地獄を見させているのであります。私が死んだらこの子はどうなるだろうと考えると夜も寝つかれないというのであります。担当者もだれが一番苦しみ泣いているかを胸に手をあてがって思うべきであります。いささかも福祉をする側の立場で与えていると思うことのないよう反省すべきであります。他人の介護なくして生きていけない障害者が一番優遇される社会でなければならぬと思います。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、水木しげる記念館の運営についてであります。

同館は、年間5,900万円で館長以下10人で運営され、当初は3,000万の黒字とのことであります。その後のことはだれも予測不可能であります。ただ、集客には館長の魅力が重要であり、それにかかっていると云っても過言ではありません。例えば、司葉子さんや大助花子さんであります。その方々であれば、テレビで放映されるなど全国から集客可能であり、館の運営がさらに強化され、自立も可能ではないかと考えます。できるだけ早い段階で臨時職員対応の安上がりな運営の市直営はやめ、水木しげる先生の経営に任せるべきであります。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、市民バスの運営についてであります。

市民バスは好評であります。その継続運行には問題があります。バスの走行距離は30万キロが限度であり、現在年間で8万キロ走っているので、2年に1台、1,600万円で買い続けなければなりません。そうなれば、毎年3,500万円市から持ち出しになります。自家用車で移動する市民は車の維持管理費に年間20万かかるのに比べ、市民バス利用者は毎日利用しても8万円で、著しく公平感を欠くのであります。料金を値上げするか、運行回数を減らして延命を図るしかありません。黒見市長の所信をお伺いします。

次に、高齢・少子化対策についてであります。日本の医療費の31兆円のうち、老人医療費は11兆円で、その大半は介護費用と伺います。このまま少子高齢化が進むと財政破

綻は避けられないのであります。

デンマークでは、所得の51%、消費の25%が税金で、教育と医療は一生無料であります。年老いても生きようとする意欲のある人はどこまでも在宅サービスでサポートするし、その意欲のない人は特別老人ホームへ入所させ、お世話するが、風邪薬や睡眠剤は支給しても、医療行為や臨終間際の延命のための医療費は支払わないといひます。つまり、命の見切りを国民合意をしているのであります。日本では死なせない医療行為をし、臨終間際の延命行為にも多額の医療費を支払っているのであります。特別老人ホームに入所しても医療行為をせず、枯れるように最期を迎えるので、日本のように15年もかからず、最高で1年半で人生を全うするといひます。待機者も2カ月ほど待てば入所できるといひます。

東北地方では、人生の最期は自宅で点滴を受けながら家族に見守られ天寿を全うする風習があります。人間は、老いていずれ死ぬのであります。無理させてまで生かすべきではなく、自然の摂理に任すべきであり、尊厳死を国民合意とすべき時期にあると思ひます。

一方、小児医療には惜しみなくお金をかけ、少子化対策をバックアップして、将来に夢を持たせ、産み育てやすい環境を整えるべきであります。黒見市長の所信をお伺ひいたします。

最後に、公共事業についてであります。公共事業は地方経済の基幹的の事業であり、これなくしては地域の活性化も考えられません。単なる土木事業ではなく、老若男女の雇用先であり、地域社会の安全弁にもなっております。特に下水道工事は、環境、福祉、文化生活につながっております。当市の建設業は年間15億円の工事量が生命線であり、この確保がなければ、失業者もふえ、人口減にもなり、当市の活性化にも陰りが出るのであります。ここ二、三年は夕日ヶ丘、空港関連があるので心配はしてはおりませんが、その後は下水道工事の拡大がかぎであります。地元負担分の財源を今から考えておく必要があります。黒見市長の所信をお伺ひいたしまして、私の質問を終わります。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 長谷議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、市町村合併の問題、そして単独市政の表明に至る経緯、今後の進め方、10年後のまちづくり、財政事情、そして境港市の夢をとすることを御提言あるいは御質問にされましたが、これにつきましては既に昨年12月の定例市議会、そして今議会でも繰り返し答弁をいたしておるところでございます。御理解をいただきたいと思います。

次に、竹内団地に進出予定になっております「みった」の件でございますが、株式会社「みった」進出に伴う周辺の地元企業の集積につきましては、境港商工会議所とともに地元優先ゾーンの設置を鳥取県に申し入れをいたしたいと考えております。

次に、公民館のあり方の問題で御質問されました。公民館の役割の重要性については、私の考えは何ら変わることはありません。今回、行政改革の一環として公民館のみならず、

さまざまな施設の運営について検討をすべきだということで、今、目下検討を進めておるところであります。公民館につきましては、16年度にこの改革案に踏み切りたいと考えておりますが、その間、関係者の皆さんにも十分御相談を申し上げながら、教育委員会とともに市が取り組もうとしておる、その考え方の御理解をいただくための努力をいたしてまいりたいと思います。

次に、市税等の滞納者の対策でございますが、市税等の徴収を強力に推進し、税等の公平性を確保し、収納率の向上を図ることは、市政の最重要課題であります。収納指導員の採用等、徴収体制の強化を推し進め、今後も収納率の向上に一層努力をしてまいりたいと存じます。

なお、地方税法の改正等にもお触れになりましたが、所得税と市・県民税を一緒に徴収するというのも、これは一つの方法でありましょうが、地方分権を推進していく中で、地方財源の充実が強く求められておるところでありまして、地方の自主性及び課税権が損なわれるという問題もありまして、現実的には困難であると考えます。

次に、障害者福祉でございますが、障害者福祉の施策につきましては、私はこれまで可能な限り力を入れてまいったつもりであります。平成14年度からは精神障害者福祉業務も県の事務移譲により市の業務となりましたが、身体障害、知的障害、精神障害の3つの障害を福祉課の担当として一元化し、相談、援助の体制を整えてまいりました。平成15年度予算案には、市の単独事業として障害児者を一時的に預かることにより、介護する家族の負担軽減を図ることを目的とした障害児者家族支援事業にかかわる経費の予算を計上しているところであります。障害者福祉の充実につきましては、重要な施策と認識しております。今後とも引き続き力を入れてまいりたいと存じます。

次に、水木しげる館の運営についてでございます。貴重な御意見を拝聴いたしました。ついこの間開館いたしたばかりでございますが、将来の課題として参考にさせていただきたいと存じます。私も現在の運営体制を不変、変わらないものとは考えておらず、最近公の施設の管理のあり方については国の方でも法改正の動きがあることから、その動向を見きわめながら柔軟に対応し、長谷議員の有意義な御提言を極力生かしていきたいと思っております。

次に、市民バスの運営についてでございますが、今、市民バスは年間12万人という多くの方々に御利用いただいております。予想以上の利用される方がいらっしゃるわけですが、このはまる一ぶの経費のことについて若干申し上げますと、はまる一ぶを、あの市民バスを購入する場合には、鳥取県の補助及び特別交付税の措置がありまして、1台1,500万円とした場合に、市の純負担は180万円でバスが買えるという利点があります。また、年間の運行費につきましては、新年度予算に計上しております市の純負担は600万円余であります。近年の地球温暖化等の環境問題などから、自家用車の利用をなるべく控えるような施策が求められる今時代になっておりますが、こうした時代背景とともに、赤字路線バスへの多額の補助の問題、そして自家用車を持たない方や高齢者の方な

ど、いわゆる交通弱者のための手軽で身近な移動手段確保の問題などを総合的に勘案して実施をいたしたところであります。今後とも状況の許す限り、現行の運行方針を続けてまいりたいと考えます。

次に、高齢者、少子化対策についてであります。尊厳死を国民合意とすべき時期と思うがどうかというお尋ねであります。平均寿命の伸長や出生率の低下に伴って、高齢者の人口に占める割合は年々高くなり、この傾向は今後も続き、本市においても近い将来4人に1人が65歳以上になると予測されております。高齢者の方々はその豊富な知識と経験をもとに、長年にわたり社会の進展に寄与された方々であります。これからも高齢者の方々が生きがいを持って生活を送られることを願っております。

次に、小児医療の充実により少子化対策をバックアップすべきという御意見であります。少子化対策は子育ての負担感をなくし、安心して子育てができるような環境整備を進め、子育てに夢や希望を持つことができる社会を目指そうとするものであります。乳幼児医療につきましても、特別医療助成事業として鳥取県と協調して取り組んでいるところであります。平成14年度から乳幼児の通院の対象年齢を4歳未満児に拡大をいたしたところであります。入院につきましても、就学前までとするなど段階的に制度の充実を図っており、安心して子育てができるような環境整備を引き続きバックアップしてまいりたいと考えております。

最後に、公共事業についてであります。長谷議員のおっしゃるように、公共事業の必要性は大変重要であると認識しております。特に、下水道事業は重要な生活基盤整備であり、市民の文化的生活の向上や環境対策に大きく役立つものであります。また、その波及効果も大きいものと認識しており、財政状況の厳しい中ではありますが、全体計画と事業収支を勘案しながら、本市の公共事業の柱として事業予算を確保してまいりたいと考えております。

なお、公共下水道を境港市が取り入れて一番初めに計画したときに、この公共事業に充当できる一般財源は、当時専門家の考えでは標準財政規模の10%、1割が限度だという指導のもとに計画をつくってまいりました。これが今どうなっておるかといいますと、13年度ではほぼ10%になっておりまして、これはこれからますますふえていく傾向にあります。そうしたことから、境港市の財政規模からいえば、今の公共事業の事業ベースというのは限界に達しておると考えておりまして、そういったことを十分勘案しながら財政収支の点にも留意しながら、公共事業は進めていかなければならないと思います。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

長谷正信議員。

8番（長谷正信君） 答弁漏れがありますので、まずそれからしてください。

議長（下西淳史君） 総括して言われたんですか。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 長谷議員が冒頭に述べられた市町村合併の問題等について、私がか

れまで何回も繰り返して答弁しておりますということで御理解を賜りたいという答弁をいたしました。それが答弁漏れであるとするならば、重ねて申し上げます。

まず、単独存続を決めた経緯、これはこれまで合併説明会で単独存続のための方策として市民に説明会を行ってまいりました。この計画というのは、厳しいというよりも過酷な内容だと私は考えておまして、それならば存続は存続として、合併すればどういうメリット、デメリットがあるかということをも市民に知らせなければならぬという考え方から、市議会に、合併協議会に参加させてほしいというお願いをいたしましたことは御承知のとおりであります。

それから半年ばかりたって12月の議会を迎えまして、市議会では皆さんが相諮って存続決議をされたわけでありまして、しかも、その数は圧倒的多数といえますが、大方の議会の皆さんの御意思として決議をされました。私は、それを受けて、やはり議員の皆さんは市民に一番身近なところで日ごろから御活躍をされておられます。そのことは、市民の大方の御意思として受けとめなければなりません。そうしたことから、私も単独の存続を表明いたしましたところであります。

議長（下西淳史君） 長谷議員、どうぞ。

8番（長谷正信君） 私は、単独を決めたことに異議を言っておるわけではありません。要するに、あのときに時間を置いてもう少し市民に市議会の状況とかいろいろ話した上で、別の機会に表明してもよかったんじゃないかという、市民の声を申し上げておるので、何も繰り返しそんなことを私は聞こうと思っておりません。そのために政治姿勢について、ると申し上げました。私が申し上げておるとしたら大間違いですよ、皆さんが言っておるんですよ、市長そのものが言っておるんですよ、私じゃないですよ、こういうことを言ったのは。そういうことで、その決め方はどういうふうにしても、市長の立場は物すごい苦しいと、これは私もわかってます。だけれども、一人しかいないんだな、市長が。もう一人もおればいいかもしれんけども、一人しかいないわけですから、やはりそれなりに苦しむのも、これは立候補して、人が頼むとって言ったわけじゃないんで、自分が立候補したんだから、それは自分でかぶらないけませんわ。

だからそういう意味で、私は市長のやったことについてはとやかく言っていないだ。市長がもう少し今みたいに単独市政を物すごい馬力で頑張るといふふうに言われるなら、もうちょっとあのときに考えを表明すべきではなかったのかなと思うだね。今すごく元気ありますよ、単独でやらにゃいけん。それは決まったからやらにゃいけませんわ。自分も決めたんだから。だけれども、今振り返ってみて、やはりそれぐらいの活力を12月議会のときの最後にでも述べつつ、決められたらいいけど、何だか僕もあのときのことわからん、思い出せないんですよ。何かひょいとされたもんですからね。そういうことで言ってるわけで、それで市議会が決めようがだれが決めようが、市長は市長ですから、それは尊重するということはわかりますよ。私はそういうことをとやかくは言っておりません。

それから、「みった」のことで言うと、ほかの人はいろんなこと言いましたが、私は要

するに「みった」が来ることは私も拒まないです。それをきっかけとして、チャンスとして地元の商店街を出る者にはお金を出したり、あるいは土地をただで借りてあげるとか、そういうまちづくりをして、地元の商店というか、そういう店が少しでも「みった」が来たために得になるように、境港市がそれだけ経済発展するように仕掛けをしなければ、ただ来ただけで、あれよあれよと、黒船が来たようなもんですわ。それじゃいけない。だから、金融政策についても商工会議所なんかと話し合っ、出しやすくして、何とか応援してコバンザメをつくって、「みった」だけひとり勝ちということのないようにするのが市長の仕事であると僕は言っておるわけです。

その次に、今度は、私は高齢化とか少子化というのは好かんで、私はやはり多児長寿化だと思っんですよ。ただ生きてるだけでは意味がないと言ってるんで、私は不整脈で、肝臓が悪くて、糖が出て、それでも病院に行きませんよ。なぜかという、人に病院に行くと言っという自分が行ったらだめですわ。水虫だけはかゆいからしようがなくて行きますけどね、それぐらいの凜とした気持ちがない。例えばだれだかも言いました。医者、医師会とけんかしたから、高島大臣は病院に行かないと言った。それぐらい凜とした覚悟がなければ医者とけんかできませんよ。だから、リーダーというものはそういうことで、ただ腹が痛いからという病院に行っようじゃだめなんだ。腹が痛くとも我慢する、水でも飲んで。それぐらいのファイトがなくどうなりますか、ということで私自身をいさめておるわけですわ。

だから、僕でさえも、例えば年寄りも言いますわ。私は本当は病院に行きたくないけれども、行け行けとみんなが言うもんですから行きますわ。本当は行かずに我慢して、その金で子供たちのために何かなればなと思っ、みんなそう思っと思っしますよ、年寄りは。だから余りにも今の、とにかく介護保険があり何がありで、とにかく病院に行ってくださいと、そういうのをどうも僕は解せん。病院に行くなっという方がましだどっちかという、本当に病院に行かにかいのかんのは行けばいいし、我慢できるものは、年とったからいたし方ないというぐらいの覚悟がなけりゃ、何ぼでも医療費上がりますよ。そういうことを私は言っおるわけです。だから、ただ生きてるんじゃないで、長寿で生きなければならぬということを申し上げているわけでありませう。

以上、2点についてとりあえず答えてください。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 合併問題について、私が判断を早まったんじゃないかという御意見であります、あの12月の末の時点、あのときに米子周辺の合併の枠組みがどういう状況であったかと振り返ってみますと、依然として混迷の状態でありました。私は米子市長に申し上げたのは、合併するとするならば20万人都市、特例市を目指すべきだという私の理想を申し上げて、周辺の市町村に呼びかけをしていただきたいというのが始まりでございます。その後、依然として各町村とも合併の意思がはっきりしていない状況の中で、

しかも合併協議会を立ち上げるタイムリミットは、あのときの市町村長の話では、1月いっぱいタイムリミットだというような状況の中でありました。そういう中で、このままいたずらに私が幾ら理想を掲げておっても、そういった状況にはならないという判断をいたしたのも一つの大きな決断の理由であります。御理解をいただきたいと思います。

それから、「みった」のことです。今まで話し合いをした中で、商工会議所の会頭とも話した中で、できるだけあの周辺に地元の企業が集積できれば、さらににぎわいをもたらすのでないかという話はいたしております。現に地元の業者の中で、あの周辺に専門店を出したいという業者もいらっしゃる話も聞いております。会議所の会頭も、「みった」が出てくれば、その反面日の当たらない方もいらっしゃる、この方をどうこれから考えていくかということも大事なことだというお話も聞いておまして、近々行われるそういった協議会の中では、そういった問題も含めましていろいろ議論がなされるものと考えております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 高齢者の分は。

早川市民生活部長。

市民生活部長（早川健一君） 長寿化の件について、市長にかわってお答えいたします。

長谷議員さんおっしゃいますように、やはり病気というものは、病は気からというふうに私も思います。凜としたやっぱり姿勢を持って生活をすれば、そういうことも避けられるんじゃないかと思えます。現在は一病息災とか、多病息災とか、いろんなことが言われております。高齢者の方に限らず、すべての方が健康管理に十分気をつけていただきまして、適度な運動を挟んで、やはり元気で長生きをしていただきたいと、そういうふうに思っております。

議長（下西淳史君） 1分間ありますが。

長谷議員。

8番（長谷正信君） では最後に、市長に申し上げますが、北朝鮮に対する姿勢が外務省とか国との意向を尊重ばかりしておってもいけないと思えますよ。例えば、竹内鳥取市長、それから長谷川倉吉市長が、新聞によると北朝鮮を含めて、イラク攻撃については、平和交渉でやっていただきたいと表明をしたと言っております。これはすなわち、北朝鮮にも来るですよ。じゃないと、戦争していいということになると、北朝鮮がもう腹立ててテポドン撃ってきますよ。やはり戦争を回避するという事でイラクに対しても市長として、北朝鮮を念頭に置きながら、物をやはり竹内市長よりも先に言わないととにかくだめじゃないかと思うもので、その点だけ、この後でイラクについての問題が市議会の方で取り扱われますけれども、市長としても何かコメントしておく必要があると思うだな。それだけを言っておきます。終わり。

議長（下西淳史君） 答弁できますか。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 朝鮮民主主義人民共和国、報道等では北朝鮮と言っておりますが、

あそこをめぐる最近の国際情勢、私は大変憂慮いたしております。これはイラクの問題に限らず、北朝鮮の問題というのはあくまでも平和的解決を目指して、国交のない国であるがゆえに国の方が強力なリーダーシップを発揮していただきたいという願いであります。議長（下西淳史君） 以上で一般質問を終わります。

日程第3 議案第8号～議案第39号

議長（下西淳史君） 日程第3、議案第8号から議案第39号までを一括上程いたしますが、議案質疑の通告がありませんので、お手元の付託表のとおり各委員会に付託いたします。

日程第4 陳情第1号～陳情第15号

議長（下西淳史君） 日程第4、陳情第1号、医療費負担増を凍結し、見直しを求める陳情から、陳情第15号、平成15年度建設業者指名格付けに関する規約改正の白紙撤回を求める陳情までを一括上程いたします。

ただいま一括上程いたしました陳情は、お手元の付託表のとおり各委員会に付託いたします。

日程第5 議員提出議案第1号

議長（下西淳史君） 日程第5、議員提出議案第1号、イラク問題の平和的解決を求める決議を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

渡辺明彦議員。

10番（渡辺明彦君） 決議文を朗読いたしまして、提案にかえさせていただきます。

イラク問題の平和的解決を求める決議。イラクは大量破壊兵器を開発、保有している。約束を守らなかったという理由で、米国はイラクに対し攻撃の準備を進めている。一方、イラクは大量破壊兵器の査察と廃棄を求めた国連安全保障理事会の決議を受け入れ、国連査察団立ち会いのもと、破壊兵器の廃棄を進めている。国連安全保障理事会加盟国の多数は、査察の有効性を確認し、続けての査察を望んでいる。国連憲章は、侵略を受けた場合について、国連安全保障理事会が適切な措置をとるまでの一時的な自衛のため以外の武力行使は禁じている。

このような状況の中でのイラクに対する攻撃は、国際社会に不安を拡大するものと考えらる。よって、政府におかれては、イラクに対しても国連による査察に誠実に応じるよう引き続き働きかけていくとともに、武力行使に反対し、査察の継続、強化による平和的解決に向けて全力を尽くすことを強く求めるものである。

以上、決議する。

議長（下西淳史君） お諮りいたします。議員提出議案第1号について、原案のとおり決

することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号、イラク問題の平和的解決を求める決議は、原案のとおり決しました。

ただいま可決いたしました決議は、議長名で関係する諸機関に送付いたします。

散 会 （14時15分）

議長（下西淳史君） 以上をもって本日の日程は議了いたしました。

13日から24日までは委員会審査等のため休会とし、次の本会議は、3月25日午前10時に開きます。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員